

固定資産税評価額通知書（登記用） の取扱い変更に関するお知らせ

令和5年4月1日より、魚沼市では**評価額通知書（登記用）を廃止**します。

魚沼市と新潟地方法務局南魚沼支局間において、地方税法第422条の3に基づく通知が電子化され、法務局へ事前に提供されることに伴い、登記申請の際に登録免許税算定のため無料発行していましたが**固定資産税評価額通知書（登記用）を廃止**することになりました。

令和5年4月1日以降に登記申請の際は、代わりに次のいずれかの証明書等により評価額の確認をお願いいたします。

- ・ **課税明細書**（納税通知書に同封 ＊再発行は1枚¥10）
- ・ **評価証明書**（1通¥300）
- ・ **名 寄 帳**（1通¥300）

非課税物件及び賦課期日（1月1日）以降に異動があった場合等については、登記官が認定した近傍地等の評価額となるため**新潟地方法務局南魚沼支局**（TEL 025-772-2164）へご相談ください。

お問合せ先
魚沼市役所 市民福祉部 税務課
固定資産税係
TEL 025-792-9751